

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.152 July 2015

Contents

投資情報

| | |
|------------------------|---|
| 統一コードによる行政管理制度を導入..... | 2 |
|------------------------|---|

税務情報

| | |
|--|---|
| 中国税関が“自主開示”制度の適用範囲を全国に拡大 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～..... | 5 |
|--|---|

会計情報

| | |
|--------------------------|---|
| 新企業会計準則と国際財務報告基準の相違..... | 7 |
|--------------------------|---|

| | |
|----------------------|----|
| 中国業務に関する主なお問合せ先..... | 10 |
|----------------------|----|

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: デロイト トーマツ グループ 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

統一コードによる行政管理制度を導入

中国における行政管理改革が進んでいます。

国務院は、これまでその所管の各部門や委員会が、法人およびその他の組織（以下、“法人等”と表記）に対しそれぞれ発行していた各種コードおよび証書類の一本化に関する通達を相次いで公布しました。これらの改革が実現すれば、法人等は1つの証書、1つのコード（この状態を“一照一碼”と言います）のみを保有すればよく、これまで問題視されてきた各関連部門間の情報の重複や断絶が解消することとなります。

1. 統一コード

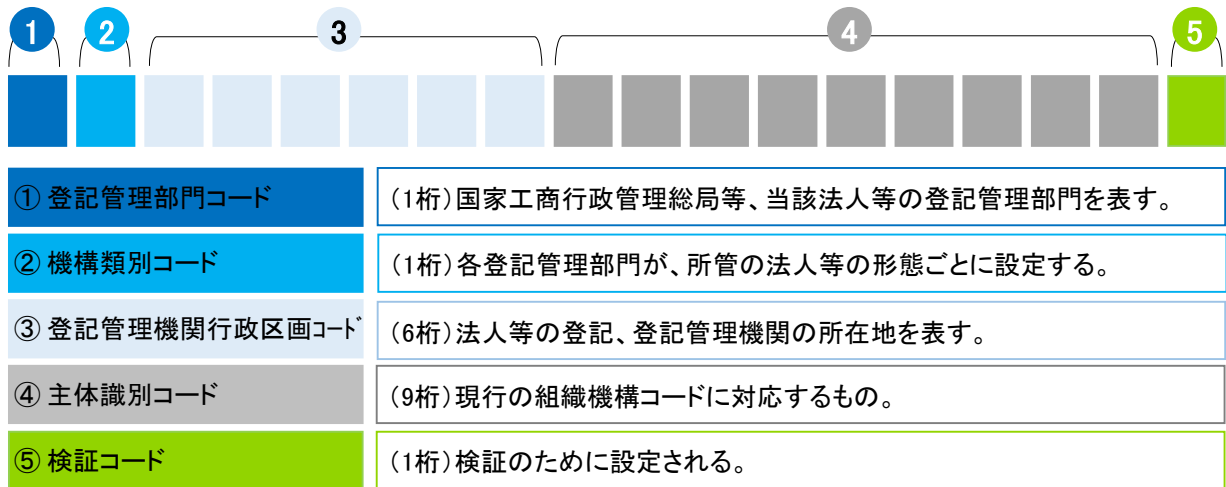
国務院は、発展改革委員会等による「法人およびその他組織の統一社会信用代码制度建設全体方案」を承認し、2015年6月11日に公布しました（国発〔2015〕33号以下、“全体方案”と表記）。これにより、工商行政管理部門では今年の10月より、その他の関連部門では年内に、各法人等に付与されている各種コードの統一社会信用代码（以下、“統一コード”と表記）への一本化が始まります。具体的には、各関連部門が発行している下表の6つのコードが、国家登記管理部門が発行する統一コードに統合されます。なお、全体方案への対応は、原則2017年末までに完了すべきとされています。

【一本化されるコード類】

| 現行 | | 統一コード導入後 | |
|-------------|--------------|----------|---|
| コード名称 | 発行部門 | コード名称 | 発行部門 |
| 組織機構コード | 国家品質監督検査検疫総局 | 統一コード | 国家登記管理部門* - 国家工商行政管理総局 - 中央機構編成委員会弁公室 - 民政部 *会社法に基づき設立された会社の登記管理部門は国家工商管理総局 |
| 工商登記番号 | 国家工商行政管理総局 | | |
| 機関、事業単位証書番号 | 中央機構編成委員会弁公室 | | |
| 社会組織登記証番号 | 民政部 | | |
| 機構信用コード | 中国人民銀行 | | |
| 納税者識別番号 | 国家税務総局 | | |

統一コードは、全ての法人等に対し発行されるいわゆる ID コードのようなもので、登記管理部門やその行政区画等を示す18桁のアラビア数字およびアルファベットから構成され、重複を排除する形で、法人等と統一コードとが、完全に1対1の関係となるよう設計されています。

【統一コードの構成】



2. 3 証書の一本化

統一コードの導入を基礎とし、次の段階として想定されているのが、中国語で“三証合一”と呼ばれる3証書の本化です。

3 証書の本化については、6 月 23 日、国務院弁公庁より「国務院弁公庁“三証合一”登記制度改革の加速推進に関する意見」(国弁発〔2015〕50 号 以下、“弁公庁意見”と表記)が公布され、営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の 3 種類の証書を営業許可証へ集約する取り組みの加速推進が打ち出されました。“三証合一”は、一部地域において試験期間を設けた後、統一コードの導入を待って、2015 年末までに全国展開される見込みです。

【一本化される証書類】

| 現行 | | “三証合一”導入後 | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 証書名称 | 発行部門 | コード名称 | 発行部門 |
| 組織機構コード証 | 質量技術監督部門 | 工商営業許可証 | 工商行政管理部門 |
| 工商営業許可証 | 工商行政管理部門 | | |
| 税務登記証 | 税務部門 | | |

これまで行政手続き窓口の本化は試験導入されていましたが、窓口における実際の各種申請書類の統一化は実現していませんでした。今後は、窓口だけでなく、申請書類などの本化も進むことから、企業の新規設立や各種変更、企業抹消等の登記手続きにおける事務負担の軽減が期待されます。

3. 期待される効果

今回の改革の目標には、関連手続きのオンライン化も盛り込まれています。つまり、これらの改革が完了すれば、オンライン申請による“一照一碼”が実現することとなります。これによる企業のメリットとしては、新規設立や各種変更、企業抹消等の登記手続きにかかる事務負担の軽減が挙げられます。さらに、関連部門間の情報分断が解消されることに

よる業務の効率化、各種手続きの所要期間の短縮も期待されます。また、今後、一般企業も「信用中国」¹のウェブサイト等を通じ、各部門が共有する情報を相互に関連付けた形で得られるようになる可能性もあります。一方で、1つの統一コードに多くの情報が関連付けられることから、企業にとって好ましくない情報であっても、他の情報(例えば、行政処罰記録等)に関連付けた形で公表されてしまう可能性があります。既存法人においても営業許可証や各種コードの差し替え等の実務的な影響も生じますので、今後の動向に注意する必要があります。

¹ 2015年6月1日より開設され、中国政府により運営されている信用情報公開サイト。国家発展改革委員会、国家税務総局等が提供する企業、個人の信用記録がインターネットで検索できる。<http://www.creditchina.gov.cn/>

税務情報

中国税関が“自主開示”制度の適用範囲を全国に拡大 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

中国の税関総署は、いくつかの直属税関で試験的に実施されている“自主開示”制度（Voluntary Disclosure Program: VDP）の適用範囲を全国に拡大することを検討しており、2016 年中に全国で適用される当該制度の指針を公布する可能性がある。

2015 年 6 月 19 日に、デロイトは上海において、税関の“自主開示”制度に関するラウンドテーブル・ディスカッションを開催した。この会議において、上海税関調査処の姚衛東処長は、中国の税関は現在、正式な“自主開示”制度の導入について検討していることを紹介し、現時点での進捗状況を参加企業に語った。

試験の現状

2014 年 5 月に、税関総署は 10 の直属税関（北京、上海、深圳等を含む）で、“自主開示”制度（当時の名称は“企業自主管理”）の試験を開始した。この試験において、各直属税関は指針となる文書を発布し、企業に対して、定期的に輸出入行為に対するコンプライアンスチェックを行い、コンプライアンス上の問題があれば、自主的に税関に報告するよう指導している。企業が自主的に報告をすれば、コンプライアンス違反に対する処罰または滞納金を軽減もしくは免除され、あるいは信用等級の格下げ、密輸取締部門への案件移管を免れる可能性がある。

上海税関は 2014 年 7 月に、中国（上海）自由貿易試験区での試験の実施に関する公告を発布した²。現時点までに、上海自由貿易試験区内にある倉庫物流型の企業は試験の対象となっている。

適用範囲の全国への拡大

2015 年 5 月に、税関総署は試験の実施範囲を、北京、天津、大連、上海、南京、杭州、厦門、青島、武漢、深圳、拱北、南寧の全国 12 の直属税関に拡大した。同時に、税関総署は制度の名称を“企業自主管理”から“自主開示”に変更し、各直属税関に対して、正式な“自主開示”制度の導入について検討すること、積極的に“自主開示”制度の理論研究を行うことを求めた。まだ試験の対象となっていないその他の直属税関も、制度に参加するか否かを自ら決定することができる。

制度の今後の見直し

- **全国統一の“自主開示”制度に関する指針の制定:** 税関総署は「調査条例」の改正に基づき、2016 年中に全国における“自主開示”制度の実務を統制し、統一するための指針文書を発布することを計画している。

² 2014 年 9 月 9 日付の Tax Newsflash を参照のこと。<http://www.deloitte.com/jp/tax/nf09092014>

• **企業の“自主開示”後に密輸取締部門に移管する案件の基準と手続の明確化:**

現行の規定によれば、過少納付税額が25万円を超える案件は、原則として密輸取締部門に移管して処理する必要がある。移管する基準が低すぎれば、コンプライアンス違反を税関に報告するよう納税者を動機づけることができない。そのため、税関は“自主開示”制度における、密輸取締部門への案件移管に関わる金額基準を引き上げ、かつ“自主開示”した案件の移管に関わる手続を簡易化するものと見込まれる。

• **その他の可能性のある変更**

- 関税分類 - 企業の開示した事項が関税分類の問題に関わる場合、税関は“先例を尊重する”という原則を採用し、この原則によって、税額の追徴と移管の必要性を判断できるようになる可能性がある。
- 信用等級管理 - 現行の規定によれば、高級認証企業は3年ごとに改めて認証を受ける必要がある。もし企業が定期的に税関に“自主開示”報告を提出すれば、改めて認証を受けることを免除される可能性がある。

デロイトのコメント

- 現在はまだ、“自主開示”制度の手続や規定が全国的に統一されていないため、輸出入企業、とくに地域を跨って運営するグループ企業は、税関リスク管理のための“自主開示”に一定の懸念を示している。中国の税関はすでに問題の存在を認識しており、欧米等の税関の制度と試験の経験を参考にして、全国的に統一された制度を作ろうとしているものと思われる。
- “自主開示”制度は、伝統的な税関管理モデルを変え、税関と輸出入企業の相互作用を促すものである。“自主開示”制度の整備に伴い、企業は、“自主開示”制度を利用し、税関による監督管理により効率的に対応するために、輸出入行為のコンプライアンスレビュー制度を設けることを検討する必要がある。
- 輸出入に関わる税関の技術的な問題の複雑性および税関の規制環境の急速な変化は、企業による“自主開示”制度の利用を難しくする可能性がある。企業が必要に応じて、専門家のアドバイスを求めることを提案する。

会計情報

新企業会計準則と国際財務報告基準の相違

1. はじめに

前号 (Vol.151 2015年6月号) では、現行の中国の会計基準は、伝統的な会計基準である「旧企業会計準則・制度」(以下、“旧準則”と表記。)と国際財務報告基準(以下、“IFRS”と表記。)に近い「新企業会計準則」(以下、“新準則”と表記。)の2つが併存していますが、旧準則は徐々に廃止され(财会[2015]3号)、新準則に統一される見通しであることをご紹介いたしました。また同時に、中国の日系企業では、まだ、旧準則を採用している企業が少なくない状況ですが、早晚、新準則への移行が求められるであろうことも強調したところです。今回は、この新準則の特徴をIFRSとの差異にフォーカスして解説します。

2. 新準則とIFRSとの同等性

ご存知の通り、新準則は、主として中国国内の証券取引所上場会社に適用することを目的として、2006年2月に中国財政部から公布されました。新準則の制定に際しては、中国経済・企業の発展に寄与するため国際的に遜色ない会計基準の策定を意図し、多くの点で当時のIFRSと共通の考え方が導入されています。

新準則は、主として、基本準則および具体準則ならびにその応用指南等の体系から構成されています。具体準則は、当初は38項目でしたが、2014年の大幅改定により41項目にまで増えています。新準則の方向性について、財政部は2010年に「中国会計基準と国際財務報告基準の同等性を継続するためのロードマップ」(以下、“ロードマップ”と表記。)を公表し、以下のように、今後もIFRSとの同等性を維持することを明言しています。

- ・ 2005年11月において、中国会計基準委員会とIASBとは中国会計準則体系がIFRSとの同等性を実現したとの共同声明に署名したことにより、中国会計準則の制定におけるコンバージェンス対応は一定の成果を見た。
- ・ 中国会計準則のIFRSコンバージェンスは、グローバル経済化の経済環境にあつて、中国国家経済発展のための必然的な選択である。
- ・ コンバージェンス後も、中国は独自の会計準則を採用し、IFRSアドプションはしない。
- ・ 香港においては2005年からIFRSを採用し、2007年に香港と中国内地との間で、会計基準の同等性を維持する共同声明に署名した。

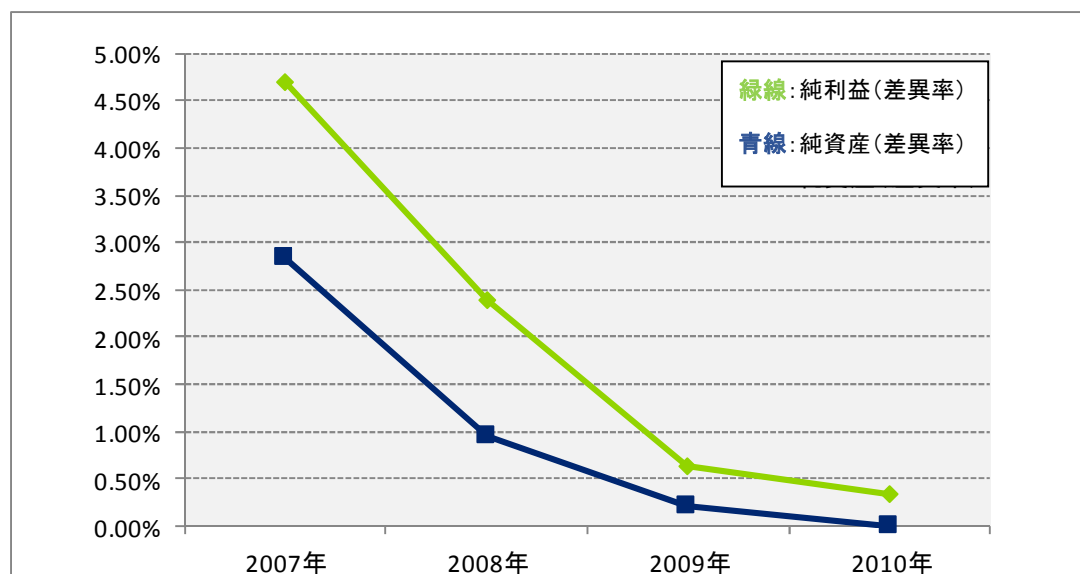
財政部は、上記のとおり、新準則とIFRSとの同等性を維持する、という方針を明確にする一方で、中国企業に適用される会計基準は中国の個別の事情を反映したものでなければならぬとも考えており、したがって、中国証券取引所においては、IFRSを直接採用(アドプション)することはしないことも明言しています。

当該ロードマップの関連資料として、財政部の「わが国上場企業 企業会計基準の運用状況分析報告」があります。当該資料の中に、中国国内証券取引所の上場企業が同時に香港証券取引所に上場している場合の両証券取引所での開示財務数値の比較分析があります。すなわち、これらの中国企業は、中国国内証券取引所では中国新準則で財務諸表を作成開示し、同時に香港証券取引所ではIFRSで財務諸表を作成開示しているため、会計処理に関して、新準

則と IFRS との間に会計基準差異があった場合には、これが会計基準差異となり、その差異を定量的に把握できることとなります(対象会社は約 50~60 社)。財政部は、当該会計基準差異の分析を 2007 年から 2010 年まで実施しており、これにより、中国新準則の IFRS とのコンバージェンスの状況を定量的に知ることができます。

下表は当該財政部の分析資料をグラフに置き換えたものであり、ここから 2007 年の新準則導入初年度では、純資産で 3%弱、純利益で 5%弱の乖離があったものが、2010 年ではほぼ差異が解消されていることが見て取れます。

【中国新準則と IFRS との相違】



3. 新準則と IFRS との相違点

上述のとおり、新準則は IFRS とほぼ同等性が維持されている一方で、一定の相違点も存在しています。現在、新準則と IFRS との特に留意すべき重要な相違点として、以下が挙げられます。

| 項目 | 新準則の規定 | IFRS の規定 |
|------------------|--|---|
| 財務諸表の様式 | <ul style="list-style-type: none"> 新準則第 30 号「財務諸表の表示」等に定める様式に従う。 財務諸表の表示方法、勘定科目設定等に中国特有のものがみられる。 | <ul style="list-style-type: none"> IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従う。 |
| 連結財務諸表の作成義務 | <ul style="list-style-type: none"> 親会社は、連結財務諸表を作成しなければならない。ただし、投資企業（投資者に投資管理サービスを提供すること等を目的とする企業）を除く。 | <ul style="list-style-type: none"> 親会社は、一定の要件を満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要はない。 |
| 有形固定資産および無形資産の評価 | <ul style="list-style-type: none"> 原価モデルの採用のみ認めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 取得後の会計方針として、原価モデルと再評価モデルの選択を認めている。 |

| 項目 | 新準則の規定 | IFRS の規定 |
|---------------|---|---|
| 土地使用権の表示 | <ul style="list-style-type: none"> 土地使用権は無形資産に含めて表示される。 | <ul style="list-style-type: none"> 土地使用権は、土地の長期オペレーティング・リース契約と解釈され、長期前払費用として表示される。 |
| 資産の減損戻入 | <ul style="list-style-type: none"> 資産（有形固定資産、無形資産、のれん等を含む）の減損損失は、以後の会計期間における戻入は禁止されている。 | <ul style="list-style-type: none"> のれんを除き、過去に認識した減損損失は、回収可能価額が回復した場合には、戻入をしなければならない。 |
| 政府補助金 | <ul style="list-style-type: none"> 資産に関する政府補助金は繰延収益として認識し、且つ、関連する資産の耐用年数内に均等に配分して損益に計上する。 圧縮記帳による直接減額は認められない。 | <ul style="list-style-type: none"> 資産に関する補助金は、繰延収益として計上する方法、又は補助金額を控除して資産の帳簿価額を算出する方法（直接減額）のいずれかによって表示される。 |
| 共通支配下における企業結合 | <ul style="list-style-type: none"> 共通支配下の企業結合取引において、結合企業が取得した資産および負債は、被結合企業の帳簿価額に基づき測定する（プーリング法）。 | <ul style="list-style-type: none"> 共通支配下における企業結合は、IFRS 第3号「企業結合」の範囲外であり、規定がない。 |
| 従業員奨励および福利基金 | <ul style="list-style-type: none"> 外商投資企業が利益処分時に積立てる「従業員奨励および福利基金」は、未処分利益から「未払従業員報酬」（負債）科目に計上される。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該従業員奨励および福利基金は、一般に、IFRS において損益計算書上の費用項目とされる。 |

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也
監修: デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、西村 美香 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子
執筆協力: デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601
野村 修一 / 石黒 泰時

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790-8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited